

【マージン率の公開】

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業者（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金（宿舎経費、旅費交通費等も含まれる）に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝

派遣料金の平均額

－

派遣労働者の賃金平均額

派遣料金の平均額

2024年度（2024年4月～2025年3月）実績

派遣労働者数	6人（2025年6月1日付派遣労働者数）
派遣先事業所	1社
労働者派遣料金	30,797円(1日8時間当たりの平均)
派遣労働者の賃金	14,929円(1日8時間当たりの平均)
マージン率	51.5%
教育に関する事項	現場での業務内容・管理手法の基礎 工程管理・資格取得支援・安全衛生教育
労働者派遣法第30条の4第1項の 労使協定の締結の有無	有（有効期限2024年4月1日～2025年3月31日）
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	017-757-8632

マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料の事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇取得時にかかる賃金
旅費交通費		派遣労働者の出張費用
事業運営費	福利厚生費	健康診断費用、慶弔見舞金
	教育研修費	教育訓練にかかる費用
	営業費用	営業・管理スタッフの人件費及び活動、事務所費用、通信費等
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益